

(第3号議案)

## 山梨経済同友会規約 改定(案)

当会規約 第9条について、下記のとおり改定する。

### 記

#### 1. 改定の目的

代表幹事を補佐して会務の盤石な体制を構築させ、更なる当会の活性化を図るために、当会規約で定める役員数において、「副代表幹事」を現行「10名以内」から「15名以内」に5名増員する。

#### 2. 改定の内容（下線箇所 改定）

山梨経済同友会規約 第9条

現 行	改 定 後
第9条 本会は次の各号に掲げる役員をおく。	第9条 本会は次の各号に掲げる役員をおく。
(1)代表幹事 5名以内	(1)代表幹事 5名以内
(2)副代表幹事 10名以内	(2)副代表幹事 <u>15名以内</u>
(3)常任幹事 30名以内	(3)常任幹事 30名以内
(4)幹事 30名以内	(4)幹事 30名以内
(5)会計監事 2名	(5)会計監事 2名

以上